

令和 7 年新城市議会 6 月定例会議事日程（第 5 号）

令和 7 年 6 月 2 7 日（金曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開議

- | | | | |
|-----|---|-------------|--|
| 日程第 | 1 | 第 8 4 号議案 | 新城市税条例の一部改正 |
| 日程第 | 2 | 第 8 9 号議案 | 市道の路線認定 |
| 日程第 | 3 | 第 8 5 号議案 | 令和 7 年度新城市一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 | 4 | 第 8 6 号議案 | 令和 7 年度新城市病院事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 | 5 | 第 8 7 号議案 | 新城市山吉田財産区財産区管理委員の選任 |
| 日程第 | 6 | 第 8 8 号議案 | 人権擁護委員の候補者の推薦 |
| 日程第 | 7 | 厚生文教委員会 | の陳情審査報告の件 |
| 日程第 | 8 | 議員提出第 3 号議案 | 意見書案第 2 号 新城南部企業団地の産業廃棄物処分業許可の更新に対して厳正な審査を求める意見書 |
| 日程第 | 9 | 議員提出第 4 号議案 | 意見書案第 3 号 愛知県立新城有教館高等学校作手校舎の存続を求める意見書 |

意見書案第 2 号

新城南部企業団地の産業廃棄物処分業許可の更新に対して厳正な審査を求める
意見書

新城南部企業団地の産業廃棄物処分業許可の更新に対して厳正な審査を求める意見
書を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 2 7 日提出

提出者	新城市議会議員	丸 山 隆 弘
	〃	竹 下 修 平
	〃	鈴 木 長 良
賛成者	新城市議会議員	鈴 木 達 雄
	〃	浅 尾 洋 平
	〃	小 林 秀 徳

理 由

この案を提出するのは、産業廃棄物処分業許可の更新に当たり、愛知県に対して、
厳正な審査を求める必要があるからである。

新城南部企業団地の産業廃棄物処分業許可の更新に対して厳正な審査を求める
意見書

平成27年11月5日に操業許可を受けた産業廃棄物中間処理施設が平成28年4月から本格操業を開始した。新城市は当該施設に対し、悪臭防止法に基づく指導権限者として操業開始以前から定期的に臭気測定を行い、当該施設の操業後から悪臭が発散されているのを確認している。

令和2年11月の更新許可以降における当該施設の悪臭発散状況は、1号基準の規制基準値に対し、令和4年に1回、令和7年に1回、また、2号基準の規制基準値に対し、令和4年に2回、令和6年に2回の基準超過が測定されている。とりわけ1号基準の規制基準値超過は悪臭防止法に規定されている「市民の生活環境が損なわれる」観点から憂慮すべきものである。

当該施設は通常の経年劣化に伴う施設の改善、改修等を行っているようだが、新城市には、市民から当該施設の悪臭に関する苦情が操業以来、絶えることなく寄せられており、新城市も定期測定での規制基準値超過時には事業者に対し、口頭、文書及び現地指導にて悪臭発散に対する指導を行うも、悪臭の発散は依然として続き、その成果が表れない。

よって、愛知県におかれては、当該施設の令和7年11月の産業廃棄物処分業許可の更新に当たり、これらの状況を踏まえ厳正に対応されるよう、下記のとおり強く要望する。

記

産業廃棄物処分業許可の更新に対し、処分業に係る中間処理施設が法律の定める基準に適合しているか、特に「市民の生活環境」が損なわれていないか、厳正な審査を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

愛知県新城市議会

愛知県知事 あて

意見書案第 3 号

愛知県立新城有教館高等学校作手校舎の存続を求める意見書

愛知県立新城有教館高等学校作手校舎の存続を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 2 7 日提出

提出者	新城市議会議員	鈴 木 長 良
	〃	丸 山 隆 弘
	〃	竹 下 修 平
賛成者	新城市議会議員	鈴 木 達 雄
	〃	浅 尾 洋 平
	〃	小 林 秀 徳

理 由

この案を提出するのは、愛知県立新城有教館高等学校作手校舎の存続を求める必要があるからである。

愛知県立新城有教館高等学校作手校舎の存続を求める意見書

愛知県立新城有教館高等学校作手校舎は、新城市による通学バスの整備・援助により利便性が図られ、新城市内を中心に東三河地域の中学生にとって大切な進学先となっている。

令和7年5月現在、在校生63名中61名が新城市内出身の生徒だが、作手校舎には「新城市内中学校からの入学者が2年連続して20人未満となった場合、募集停止」とする条件があり、令和5年度26人、令和6年度19人、令和7年度16人となり、募集停止が懸念される。

「活躍の場がここにある」「小さいことはいいことだ」をモットーに、教職員は、小規模校ならではの特性を生かし、全校生徒の名前を知り、生徒個々の状況を把握し、きめ細やかな授業を実施することで成果をあげており、地域発展に貢献できる人材を育成している。中学校時代に学業不振や不登校気味であった生徒たちが、作手校舎で学ぶことで自分の可能性を見つけ、努力する姿勢を身に付けていく例がいくつもあることは、作手校舎の教育力の高さを示すものであるが、募集停止となると、このような生徒の進学先がなくなってしまい、だれ一人取り残されることのない教育から遠くなる。

作手校舎の「人と自然科」では、農業科目を中心に特色ある魅力あふれた教育活動を展開しており、花苗の配布や農業実習での生産品は、地元農業協同組合の店舗、道の駅や古城まつり等の地域イベントで販売するなど地域の活性化の役割も担っている。

また、作手校舎周辺は、作手総合支所・つくで交流館を中心に半径数百メートル以内にこども園・小学校・中学校が存在し、児童・生徒数の減少の中、交流学习や活動も、新城市教育委員会がめざす「共育」の輪に重要な役割となっている。中でも、連携型中高一貫教育として、作手中学校と取り組んでいる作手地区のシンボルでもある「サギソウ」の無菌播種、定植は自生地復活を目指しており、豊かな自然に恵まれた地域の特性を生かした教育である。

作手地区の多くの人と同窓である作手校舎の存在は誇りであり、希望である。唯一の公共交通機関であるバスも高校生の利用が多く、作手校舎が無くなることで、廃止の恐れもあり、少子高齢化が進む作手地区において、過疎化は一層加速されてしまうことが懸念される。

新城地区での生徒数の減少は明らかであり、条件を満たすことは厳しい状況にあるが、存続意義をご理解いただき、愛知県立新城有教館高等学校作手校舎の存続と入学
者募集を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

愛知県新城市議会

愛知県知事

愛知県教育委員会教育長 あて